

随時監査（工事監査）結果報告書

- 1 監査の期日 平成13年2月13日
- 2 監査の対象工事 I 沖浜平津線街路整備工事（第1工区）
II 沖浜平津線街路整備工事（第2工区）
- 3 監査の対象部課 都市整備部 市街地整備課

4 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第5項の規定に基づいて行うものであり、工事監査対象工事が関係法令、条例、規則、要領、工事請負契約書により実施計画、設計、施工及び工事事務が適正に執行されているかを主眼として実施した。

5 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ市街地整備課より関係書類の提出を求めるとともに、関係職員及び関係業者から説明を聴取し、書類審査及び現地調査を行った。

なお、この監査では技術調査業務を（社）大阪技術振興協会に委託し、同協会から川端康彦技術士の派遣を得て監査を実施した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。

I 沖浜平津線街路整備工事（第1工区）

1 工事場所 高砂市荒井町新浜

2 工事概要

(1) 工事内容

橋脚工	4 基
橋台工	1 基
L型擁壁工	96.8 m
重力式擁壁工	100.0 m
付帯工	一式

(2) 工事請負業者

近畿菱重興産株式会社 高砂支社

高砂市荒井町新浜2丁目8番25号

指名競争入札（低入札価格調査制度適用） 10社 1回

(3) 事業費

契約金額 237,300,000円

(4) 工事期間

平成12年9月21日～平成13年3月28日

(5) 工事進捗状況

実施出来高： 54% （計画出来高： 55%）

(6) 工事監督員

都市整備部 市街地整備課 係長 石田 真悟

3 書類審査における所見

当事業は、昭和39年に都市計画決定され、平成9年に事業認可を受けた事業で、将来増加が予想される交通量に対応するとともに、ユー・アイ・タウン及び高砂工業公園へのアプローチ道路として整備を行うものである。

本道路は、高砂市荒井町新浜から同町紙町に至る866mの区間であり、山陽電鉄及び浜幹線と立体交差し、本工事は、そのうち山陽電鉄以南部分である第1工区の施工を行うものである。

必要と考えられる工事関係書類は、おおむね良好に整備されていた。

用意された書類を検分し、疑問点について担当者に質問し、当工事の計画、設計、仕様、積算、契約、施工管理、品質管理及び施工監理(監督)等の各段階における技術的事項の実施態様について重点的に調査したが、おおむね良好であり、特に指摘すべき問題点はない。

なお、各項目についての所見及び特に留意が望まれる個々の事項については、以下のとおりである。

(1) 工事着工前における所見

① 設計図書に関する書類について

設計図書に関する書類については、設計図面、特記仕様書、設計内訳書等の整備状況は良好である。

また、事業の目的も適切であり、工事に際しては地域住民や関係各機関との連絡調整等も適切に実施されているが、次の事項について要望しておく。

(ア) 特記仕様書に、請負業者が設計書等について照査を行うことが記載されているので、その照査結果に対する報告書を提出させること。

(イ) 工事で適用される諸基準が明示されているが、最新の年度のものを使用すること。

(ウ) 軟弱地盤の処理対策が砕石の置換工によって設計されているが、セメント改良等による方法について、建設残土処理の観点から比較検討を十分行うこと。

② 積算に関する書類

当該工事の積算は、兵庫県土木部の「土木工事標準積算基準（道路編）」及び積算単価表に基づき行われている。

限られた時間内で検分した限り、設計内訳書、数量計算書は整備され、適切な積算であると判断する。

その他、特に留意が望まれる事項はなかった。

③ 契約に関する書類

契約に関する書類については、契約方法、入札経過及び入札結果、工事請負契約書、建設業退職金共済組合証紙、現場代理人届、監理技術者届、工程表等は整備されおり、また入札通知日から入札日までの見積期間の設定も適正で、特に留意が望まれる事項はなかった。

(2) 工事着工後における所見

① 施工管理に関する書類について

施工管理は、「兵庫県土木部土木工事共通仕様書」に基づき行なわれている。

各種施工計画書、実施工程表、工事記録写真、工事日報、安全管理、建設副産物処理計画等は、おおむね整備されているが、次の事項について要望しておく。

(ア) 工事請負業者からの提出書類で、一部作業員の資格証、健康診断書等が添付されているが、これらは本来、工事請負業者が管理、指導を行うものであるため、工事請負業者からの提出の必要はない。

(イ) 躯体コンクリートは、一部寒中の施工となるため、施工計画書で寒中コンクリートの打設方法について記述しておくこと。

(ウ) 施工計画書に各種品質管理基準値が明確に記載されていないので、記載しておくこと。

(エ) 本工事では、支保工の高さが 3.5m 以上となり、労働安全衛生法第 88 条に基づき、機械設置届を所轄労働基準監督署に提出する必要があるため、工事開始 30 日前までに提出させること。

② 品質管理に関する書類について

主要使用材料承諾願及び各種試験・検査結果による品質管理は、適正に行われており、特に留意を望む事項はなかった。

4 現場施工状況調査における所見

本調査時は、鋼矢板の打設並びに L 型擁壁の型枠工等の施工中であった。

目視の限り、設計図書に従って工事が進み、工事のできればもおおむね良好であると判断できる。

また、工事記録写真から判断する限り、施工中の施工状態、品質管理、安全監理等についてもおおむね良好に管理されていたが、次の事項について留意するよう要望する。

- (ア) 重力式擁壁の壁鉄筋のかぶりが、一部所定の数値以下となっていたので是正すること。
また打ち継ぎ部のチップングをブレーカー等により行うこと。
- (イ) P-3 橋脚の安全柵が設置されていないので早急に設置すること。
また、橋脚施工中の土留め工内部への昇降設備が不十分であり、労働安全衛生法に沿った昇降設備の設置を早急に行うこと。
- (ウ) 統括安全衛生責任者の巡視の記録が一部記載されていないので、毎日、巡視の結果を記録に残すこと。

本工事は、鉄道に近接し、地元住民への配慮、第三者への安全対策、既設構造物への対策等、非常に厳しい工事である。

今後も関係各機関、地元住民との連絡調整を密にしながら工事を進めていくことを期待する。